

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年4月1日
【発行者名】	ザイマックス・リート投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 金光 正太郎
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目1番1号
【事務連絡者氏名】	株式会社ザイマックス不動産投資顧問 公募投資運用部長 中山 達也
【連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目1番1号
【電話番号】	03-5544-6880
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【提出理由】

本投資法人は、2024年4月1日付にて、本投資法人の主要な関係法人である特定関係法人の異動があったため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

## 2 【報告内容】

### (1) 主要な関係法人（特定関係法人）の名称、資本金の額及び関係業務の概要

#### ① 名称（特定関係法人）

株式会社ザイマックス（注）

（注）2024年4月1日付で「株式会社ザイマックス分割準備会社」から商号変更を行いました。

#### ② 資本金の額

300百万円（2024年4月1日現在）

#### ③ 関係業務の概要

本投資法人が保有する資産のうち、①不動産信託受益権4物件に関するプロパティ・マネジメント業務、②不動産信託受益権9物件に関するマスターリース兼プロパティ・マネジメント業務、③不動産1物件に関するマスターリース兼プロパティ・マネジメント業務

### (2) 異動の理由及びその年月日

#### ① 異動の理由

本投資法人のスポンサー及び本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である株式会社ザイマックス不動産投資顧問（以下「本資産運用会社」といいます。）の親会社であり、かつ、本投資法人が保有する不動産信託受益権のうち4物件のプロパティ・マネジメント業務及び9物件のマスターリース兼プロパティ・マネジメント業務、並びに本投資法人が保有する不動産のうち1物件のマスターリース兼プロパティ・マネジメント業務の委託先であった、金融商品取引法第166条第5項に定める本資産運用会社の特定関係法人である株式会社ザイマックスグループ（注1）は、商号を変更するとともに、吸収分割により株式会社ザイマックスグループの不動産マネジメント事業及び不動産ソリューション事業を株式会社ザイマックス（注2）に承継する組織再編を行いました。その結果、株式会社ザイマックスが特定関係法人（金融商品取引法施行令第29条の3第3項第3号及び第4号の取引（貸借の取引）を行い又は行った法人）に該当することとなりました。

（注1）2024年4月1日付で「株式会社ザイマックス」から商号変更を行いました。

（注2）2024年4月1日付で「株式会社ザイマックス分割準備会社」から商号変更を行いました。

#### ② 異動の年月日

2024年4月1日